

平成12年12月21日
預金保険機構

理事長談話

(新潟中央銀行の営業譲渡契約締結について)

新潟中央銀行（平成11年10月2日に管理を命ずる処分）の営業譲渡については、平成12年9月29日の大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行との基本合意並びに同年10月31日の群馬銀行および東和銀行との基本合意を受けて、同行の金融整理管財人である砂田 徹也（すなだ てつや）弁護士、近野 茂（このの しげる）公認会計士、預金保険機構（理事長 松田 昇）の3者において、上記各行との間で慎重に譲渡条件についての協議を重ねてきた。

その結果、本日、同行金融整理管財人は、金融再生委員会の了承を得て、大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行との間で平成13年5月14日を営業譲渡日とする営業譲渡契約を締結した。なお、東和銀行については、明日12月22日同様の営業譲渡契約を締結する予定である。

当機構としては、今後、他の金融整理管財人とも協力して、資金援助を含め、各行への円滑な営業譲渡へ向けて万全を期して参りたい。